

VII 基本構想実現のために

1 特定事業計画の実施

野田市移動円滑化基本構想策定後は、各管理者等により重点整備地区において公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業などの特定事業が進められることとなります。

特定事業の実施に際しては、「特定事業計画」を各管理者等が作成し、これに基づき当該特定事業を実施することとなります。市では、各管理者等と特定事業の実施に関して協議を行い、目標年次である平成 22 年までに特定事業が完了するよう推進していきます。

2 利用者の意見を踏まえた特定事業の推進

バリアフリー化を推進する際には、利用者の意見を踏まえ、より利用しやすい施設・車両等を整備していくことが大切です。

本構想に基づく各特定事業については、計画段階、実施段階等において、福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会の意見を聞くなど、できる限り利用者の意見が反映されるよう努めるものとします。